

2－11：災害時における物資供給に関する協定書（株式会社エアーシールド）

加古川市（以下「甲」という。）と株式会社エアーシールド（以下「乙」という。）は、加古川市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、加古川市内において、災害時に避難所等で必要となる物資の確保を図るため、甲の要請に応じ、乙が保有する物資を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 気泡緩衝材
- (2) 折り畳み式簡易ベッド
- (3) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期限は毎年度3月31日とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和7年4月8日

甲 加古川市加古川町北在家200番地
加古川市
加古川市長 岡田 康裕

乙 加古川市平荘町養老481番地の1
株式会社エーシールド
代表取締役 和田 里奈